

事業事前評価表

国際協力機構人間開発部基礎教育第一チーム

1. 案件名（国名）

国名： ウズベキスタン共和国

案件名： 就学前教育におけるインクルーシブ教育実践強化プロジェクト

Project for Strengthening Practice of Inclusive Education in
Preschool Education

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ウズベキスタンでは、2017年の就学前教育省の設置以降、就学前施設の
拡充がなされ、全国の就学前教育を受ける児童の割合が27.7%（2017年）
から60.9%（2020年）に拡大した。障害のある子どもについても、就学前
障害児向け多機能特別支援教育施設が全国で71校設置されており（2020
年時点）、全国約4万人の障害児（2歳～7歳、2018年）のうち、約5,500
人（2021年3月時点）が、これら施設に通学している。この就学前障害児
向け多機能特別支援教育施設には障害児のみが在籍しており、特別支援教育
を担う教員が、児童の年齢や個々の特性、発達段階、健康状態に応じたケア
と教育を提供している。

就学前の教育及び発育に関する法律（2019年12月）では、特別支援教育
の改善とインクルーシブ教育¹の拡充が掲げられている。就学前教育におい
ては、同教育1年間の義務教育化を背景に、インクルーシブ教育の導入・拡
充が政策上の課題とされているが、現状では、既存の特別支援教育施設にお
ける、就学前の障害児に対するケアや教育の質の改善が喫緊の課題となっ
ている。特別支援教育における実践的な知識・技術はインクルーシブ教育実践
の土台であり、保育士・教員の能力向上と障害児へのケアと教育の改善は、
特別支援教育のみならずインクルーシブ教育にとっても重要である。

他方で、保育士・教員は障害児のケアと教育に関する実践的な知識・技術
を得る機会が限られている。現職教員研修には知的障害と言語障害を持つ児
童に関する講義が含まれているが、ロシアの教材に基づいて提供されている

¹ 2020年に制定された「教育に関するウズベキスタン共和国法」では、特別支援ニーズを持つ
障害児を含むすべての子どもたちが、教育への平等なアクセスを保障されることを目的に、各教
育機関がインクルーシブ教育を提供することとされている。同法律を踏まえ、本プロジェクトは
インクルーシブ教育を「障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことにより、障害児を
含めて、すべての子どもたちが教育への平等なアクセスを保障しようとする取り組み」と捉えて
活動を計画しているが、ウズベキスタンにおける「インクルーシブ教育」の定義は、プロジェク
ト開始後に改めてカウンターパートと協議し、確認する。

ため、就学前教育省は同国の現状に則した、より実践的な内容を志向している。そして、研修を通じて教員が障害児の指導法を習得すること、その実践により教育現場が改善されることを期待している。

また、ウズベキスタン国内では2020年9月承認の教育法及び2020年10月の大統領令に基づき、初等教育以降では既にインクルーシブ教育の導入が進められていることから、就学前教育（特別支援教育に軸足）から初等教育（インクルーシブ教育に軸足）への接続をより円滑に行う工夫が必要である。特に、担任となる初等教育第1学年の教員にとって、就学前教育と連続性あるケアと教育を児童に提供するにあたり、就学前最終学年における児童のケアと教育の現状への理解が不可欠となる。

(2) 教育セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

本案件は、対ウズベキスタン共和国国別開発協力方針（平成29年3月）の重点開発分野「その他」のうち「職業教育・教育環境改善プログラム」に合致し、日本政府及び JICA の協力方針とも整合している。また、本事業はSDGs ゴール4「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進」に貢献するものである。さらに、JICA 教育協力ポジションペーパー（2015）で掲げている重点分野の一つである「学びの改善に向けた質の高い教育」にも合致している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ウズベキスタンにおいて、インクルーシブ教育に関する現職教員研修のトレーナーの能力が強化され、また、特別支援教育の知識・技術を土台として、就学前教育施設の保育士・教員および初等第1学年担任教員を対象とするインクルーシブ教育に関する現職教員研修プログラムが開発されることにより、同研修の制度的基盤の確立を図り、もって就学前教育施設の保育士・教員および初等第1学年担任教員が、就学中の障害児に対する適切なケアと教育の実践に寄与することを目的とする。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ウズベキスタン共和国 パイロット地域（1カ所。具体的な対象地域は案件開始後に決定）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：就学前教育省の行政官 管理職および6部局の職員・技官数名
国民教育省の行政官 管理職および7部局の職員・技官数名
パイロット地域の就学前教育施設の保育士・教員、初等第1学

年担任教員（パイロット教員研修への参加者）

最終受益者：2歳～7歳の就学前児童及び初等第1学年児童

(4) 総事業費（日本側）

約2.3億円

(5) 事業実施期間

2021年11月～2024年10月を予定（計36カ月）

(6) 事業実施体制

責任機関：就学前教育省 子どもの健康と栄養保障及び就学前特別教育調整局（Department of ensuring healthy and safe nutrition for children and coordination of activities of special-education preschools）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約47M/M）：特別支援教育/インクルーシブ教育
- ② 研修員受け入れ（12名/年、3年間）：特別支援学校、インクルーシブ保育を実践している一般幼稚園・一般小学校、国立特別支援教育総合研究所、医療療育センター等
- ③ プロジェクトで作成した教材・報告書のドラフト版の現地語への翻訳費用・印刷・配布費
- ④ ドライバーを含む、活動の支援スタッフ雇用費

2) ウズベキスタン国側

- ① カウンターパート（ワーキンググループ構成メンバー含む）の配置
- ② ワーキンググループが直接実施する活動（トレーナー研修・教員研修の開発、パイロット活動）に関する費用（参加者の日当、交通費、宿泊費等。オンライン研修の場合は通信費）
- ③ 成果共有セミナーの準備・実施に関する費用
- ④ 最終成果物（教員研修プログラム、教材、ハンドブック等）の印刷・配布費用
- ⑤ プロジェクトオフィスの提供 等

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

就学前教育及びインクルーシブ教育のいずれも、本事業がウズベキスタンでは初めての技術協力プロジェクトとなる。関連事業として、海外協力隊によるヌクスのリハビリテーション・センターへの障害児リハビリ支援

(理学療法士、作業療法士、障害児支援)が今後予定されている。また、人材育成奨学計画(JDS)において、2021年度から教育分野が対象セクターに追加され、毎年2名が鳴門教育大学大学院修士課程に派遣されている。

既存の関連事業は下記のとおり。

【民間連携事業】

- ・ 地方学校教員の能力向上及び教育格差是正向け学習管理システム(LMS)に係る普及・実証・ビジネス化事業(2019年～2021年)

【草の根技術協力事業】

- ・ タシケント市における地域に根ざした障害者支援事業(2008年～2010年)

【無償資金協力】

- ・ 国立障害者リハビリテーション・センター整備計画(2009年)

2) 他援助機関等の援助活動

下記のように就学前教育のカリキュラム改訂やアクセス改善のための施設整備の取り組みはあるものの、インクルーシブ教育の改善に焦点を当てた取り組みは多くはない。本事業との重複はなく、今後もこれら機関と適宜情報共有をしながら事業を実施していく。

- ・ UNICEF:主に就学前教育の政策レベルにおいて、Education Sector Plan(2019-2023)の策定支援、就学前教育カリキュラム改訂の支援を行っている。
- ・ 世界銀行:Improving Pre-primary and General Secondary Education Project(2014-2019、49.9百万USD)により機材整備及び人材育成を実施。さらにUzbekistan Promoting Early Childhood Development Project(2019-2024、55百万USD)を開始。
- ・ KOICA:幼児教育における研究校建設、教員育成への支援プロジェクトを計画中。
- ・ ロシア:就学前教育対象の(教育開発)ロードマップ策定支援を開始。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類:C

② カテゴリ分類の根拠:

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。

2) 横断的事項:本案件は社会的脆弱者とされる障害児を最終裨益者とし、

その将来的な自立と社会参加を見据えて学校教育機会の保障を目指す案件である。

3) ジェンダー分類：GI (S) ジェンダー活動統合案件

活動内容/分類理由：

- 4) ジェンダーの視点に立った関連政策、開発課題、ニーズ、インパクトに関する調査を含み、さらには女兒特有の課題への配慮、ジェンダーバランスに配慮したトレーナーや研修参加者の選定を行うため。その他特記事項：特になし。

(10) その他特記事項：なし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標

就学前教育保育士・教員および初等第1学年担任教員が、勤務校において障害児に対して適切なケアと教育を実践する。

指標及び目標値：

〇%の教員研修参加教員(就学前教育保育士・教員および初等第1学年担任教員)が、研修で得た何らかの知識やスキルを勤務校で活用する。(例:インクルーシブ教育の導入園数)

※本指標はベースライン調査後及び終了時評価時に更新する。※

(2) プロジェクト目標

特別支援教育の知識・技術を土台として、就学前教育保育士・教員および初等第1学年担任教員を対象とするインクルーシブ教育に関する現職教員研修の制度的基盤が確立される。

指標及び目標値：

現職教員研修の計画、トレーナー、プログラム、教材、トレーナーズ・マニュアル、評価ツールが公式承認を受ける。

(3) 成果

成果1:インクルーシブ教育に関する現職教員研修のトレーナー²の能力が強化される。

成果2:就学前教育保育士・教員および初等第1学年担任教員を対象とするインクルーシブ教育に関する現職教員研修プログラムが開発される。

² トレーナー候補者として、技官（技術職）とメンター（指導主事）、中核教員を想定。

(4) 主な活動

成果 1 に関する活動

- ✓ 就学前教育省と国民教育省の行政官と技官で構成されるワーキング・グループ (WG) が設置される。
- ✓ WG がインクルーシブ教育に関する現職教員研修のトレーナー研修計画 (トレーナー選定手続きを含む) を作成し、トレーナーを選任する。
- ✓ WG が現職教員研修トレーナーの研修を実施する。
- ✓ WG が研修結果を分析し報告書に取りまとめる。

成果 2 に関する活動

- ✓ WG とトレーナーが、既存の政策・戦略、統計、参考文献等も踏まえ、パイロット地域の障害児の現状および教員のインクルーシブ教育/特別支援教育に関する研修ニーズを分析し、それらも踏まえて現職教員研修計画を作成する。
- ✓ トレーナーが現職教員研修プログラムの開発及び研修教材、研修実施マニュアル、研修評価ツール、その他の必要な文書のドラフトの作成を行う。
- ✓ WG とトレーナーがパイロット地域における現職教員研修プログラム参加者を確定する。
- ✓ トレーナーが現職教員研修プログラムをパイロット地域で実施する。
- ✓ トレーナーがパイロット現職教員研修プログラムの終了報告書を作成し、教育セクター関係者³と共有する。
- ✓ WG とトレーナーが、終了報告書と教育セクター関係者のコメントを踏まえて、現職教員研修プログラム及び研修教材等を最終化する。
- ✓ WG とトレーナーが、インクルーシブ教育に関する現職教員研修の全国展開計画案 (予算試算も含む) を作成する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

就学前教育保育士・教員および初等第 1 学年担任教員の現職教員研修プログラムへの参加時間が確保される。

(2) 外部条件

- 1) インクルーシブ教育に関する現職教員研修が全国で実施される。
- 2) パイロット現職教員研修参加者 (就学前教育保育士・教員および初等第 1 学年担任教員) が辞職しない。

³ 就学前教育省、国民教育省、有識者、地方行政機関担当者、パイロット地域の健常児・障害児の保護者・地域住民、NGO、関連ドナー等。

- 3) 現職教員研修参加予定人数が大幅に変化しない。
- 4) インクルーシブ教育に関する政策が大きく変化しない。
- 5) 現職教員研修参加者が研修参加を拒否しない。
- 6) 就学前児童および初等第 1 学年児童の人数が大幅に変化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

モンゴル国「障害児のための教育改善プロジェクト」(2015 年～2019 年)では、教育省・社会保障省・保健省と協働して、関係機関のアセスメント・発達支援の実施能力の強化(成果 1)、障害児への良質な教育の提供に向けた学校的能力の強化(成果 2)、障害児のニーズに合った教育形態の効果検証(成果 3)、関係者間の経験共有および国レベルの制度・政策への反映(成果 4)を実施した。これによりパイロット地域において障害児に対する診断・発達支援・教育のモデルが構築され(プロジェクト目標)、法制化・制度化を経て、全国の障害児がニーズに合った発達支援・教育を受けられる(上位目標)ことに貢献した。

同案件では主に特別支援学校に蓄積された知識・技術・経験を、同校教員が普通校の教員に伝え、普通校でのインクルーシブ教育導入・実践を技術的に支援してきた。さらに教訓として、(1)法制化・制度化に向けた短期間での介入効果検証の重要性、(2)都市部と地方部の違いに合わせたアプローチの必要性、(3)インクルーシブ教育に学校全体で取り組む体制の構築、(4)案件実施に際しての柔軟性確保が示された。

(2) 本事業への教訓

上記案件の結果と教訓を生かし、本案件では特別支援教育の知識・技術を基盤として、将来的なインクルーシブ教育の導入・実現に資する設計とした。また、就学前教育段階の 2～6 歳の障害児(幼児)だけでなく、初等第 1 学年の 7 歳の障害児(児童)も裨益者とし、障害児への早期・適切な介入の実現に加えて、初等教育へのより円滑な移行を促進する計画とした。加えて、パイロット地域を 1 カ所に限定することで、短期間での現職教員研修の効果検証を可能にしている。なお、都市部と地方部の違いへの対応については、ベースライン調査後に検討する予定である。

7. 評価結果

本事業は、ウズベキスタン国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、SDGs ゴール 4「すべての人々への包括かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に貢献すると考えられ、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内：ベースライン調査

事業終了前 1 年以内：エンドライン調査

事業完了 3 年後：事後評価

以 上